

# LEGAL REPORT

## 「継続的取引基本契約書のチェックポイント」

2009.8.15



猪木・手島法律事務所  
弁護士 猪木 健二

□弁護士登録 平成4年4月  
(登録番号 22432)

□事務所設立 平成7年4月

□主な経歴

S39.07.03 岡山市生まれ

S58.03 芳泉高校卒

S62.03 岡山大学法学部卒

H01 司法試験合格

H02.04 司法研修所入所

H04.04 弁護士登録

H07.04 猪木法律事務所開設

H13.~ 岡山弁護士会住宅紛争  
審査会・紛争処理委員

H14.02.01 ~ 岡山県建設工事紛争  
審査委員

H17.04.~ H18.03

岡山弁護士会副会長

H18.05.~ H21.04

日弁連 ADR 委員会委員

H18.08. ~ 手島弁護士と事務所合  
併「猪木・手島法律事  
務所」に

### ■ はじめに

継続的に取引していた相手方が破産したという相談があります。そんな時、基本契約が相談者に有利に定められていたら対処の仕方が変わってくるのにと残念に思うことがあります。

そこで、今回は継続的取引に際して締結される基本契約書のチェックポイントを解説していききたいと思います。

### ■ 仕様・品質関係条項

どのような商品を取引するのか、その仕様や品質が厳格に確認されていないことがあります。

このような場合、相手方から商品についてクレームが付きやすく、商品に問題があるか否か判断する基準が明確でないという事態を招きます。

御社が売主の場合、「約定どおりの品質のものを納めていますよ」と胸を張って言えるためにも、仕様・品質は明確に取り決めておく必要があります。

また、商品に問題があったとされる場合の問題の解

決の手順についてルールを定めておくと無用な紛争を予防できます。

例えば、クレーム対象商品についての瑕疵の有無を確認する作業手順についての条項があれば、瑕疵の有無についての認識の食い違いが発生する危険が無くなります。

### ■ 所有権の移転条項

商品の引き渡しと共に、当該商品の所有権が先方に移転することになっていませんか。

これでは、納品後先方が破産した場合、当該商品を一方的に引き上げることが法的にできなくなります。

契約書で、納入商品の所有権は、代金決済がなされるまでは売り主に留保する旨の規定を置いてください。

そうすれば、先方が破産した場合の破産管財人に対しても、所有権の存在を理由に当該商品の引き渡しを求めることができます。

### ■ 危険負担条項

売買の目的物が、当事者

双方の責によらない事由によりその全部または一部が滅失、毀損または変質した場合に、その不利益をいずれが負うのかが危険負担の問題です。

売り主側からすれば、目的物の検収と共に、危険負担は買主に移転するとするのが一般です。即ち、当事者双方の責によらない事由によりその全部または一部が滅失、毀損のたは変質したとしても、それが検収後であれば、売主は責任を果たした後ということになり、その損害は買主がかぶることになるのです。

#### ■期限の利益喪失条項

売買契約代金を相手方が支払う場合、支払期限は月末締め翌月払いとか翌々月払いとするのが一般です。

この場合、相手方の信用状態が悪化しても、直ちに全額の回収を図ることができません。相手方にも支払期限までは支払いをしなくてもよいという契約上の利益(期限の利益)があり、これを一方的に奪うことはできないのです。

このような事態を想定して期限の利益喪失条項を定める意味は大きいと思います。

例えば、次のような事態が生じた場合に期限の利益

を喪失させるのが一般です。

①債務の全部または一部に不履行があったとき

②1回でも不渡り処分を受けたとき

③差押、仮差押え、仮処分若しくは公租公課につき滞納処分を受け、または競売、破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立があったとき

④その他、乙の経済状態が悪化したと認められる相当の事由があったときなどです。

#### ■連帯保証人条項

新しく継続的取引を開始する場合、相手方の代表者その他の者に連帯保証人になってもらう方が安心です。

特に、法人であっても限りなく個人営業に近い場合、法人格を隠れ蓑にして支払いを怠るケースが現実にあります。このような事案を想定しての紛争予防策は重要です。

ただし、「丙は、乙(会社)の債務を金500万円の限度で連帯保証する」というような責任の範囲を定めてあげた方が押印してもらいやすいと思います。

#### ■合意管轄条項

契約に関して訴訟をする場合、どこの裁判所で行う

か予め合意で定めることができます。これを合意管轄と言います。

先方の本店所在地(県外)に合意管轄が定められていませんか。特に基本契約書の原案を先方が作成した場合は、ほぼ例外なくそのような定めになっています。

御社が売買代金など金銭債権を取得する場合、義務履行地(原則的には御社の本店所在地)で売買代金の支払請求訴訟をすることができるのが原則ですから、上記合意は御社にとって相当不利となります。

合意管轄条項は削除するか、御社の本店所在地を管轄とする合意にすべきです。

#### ■その他

弁護士にとって、取引基本契約書の審査は、よく依頼を受ける業務です。

何も契約書を作成せずに取引を継続されている事業者の方は、契約書の締結を検討して下さい。また、相手方が用意した契約書をそのまま利用している事業者の方は是非見直しをして下さい。

最後に、参考文献としては「取引基本契約書の作成と審査の実務」(民事法研究会)があります。

2009.8.15